

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給處
調達会計部長 酒井 雄
会計部長之印

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3PQL1H000410	3PQG1AU0029 0001		HGM-C-Z700002
品名 または 件名			
誘導武器関連物品の解体			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	EA		
納地または工事場所		引渡場所	
関東処		誘武部保分課	
搬入場所		納期または工期	
誘武部保分課		令和6年1月31日(水)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページに掲示（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和5年10月6日(金) 10時00分 関東補給処A2多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ先

調達会計部契約課契約班 有住

(電話029-842-1211 内線 2236)

仕様書に関する問い合わせ先

関東補給処誘導武器部 永田

(電話029-842-1211 内線 4112)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/honsyo/honsyo_index.htmlに掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - (7) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

 - (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は、除く。）

10 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、要求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が開庁日の場合は、開庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

11 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年10月11日（水）10時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、要求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が開庁日の場合は、開庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

13 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

14 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	HGM-C-Z 700002
誘導武器関連物品の解体	防衛大臣承認 年月日
	作成 令和4年10月12日
	変更 年月日
	作成部隊等名 補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する誘導武器関連物品の解体について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に使用する用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLC-CG-Z500002による。

1.2.1

誘導武器関連物品

陸上自衛隊で不用になった誘導武器に関する器材、部品及び関連物品などをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLC-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

1.4 関連文書

誘導武器装備品等解体実施基準について（通知）〔補統誘第96号（31.3.28）〕

誘導武器装備品等解体実施基準について（通知）〔補統誘第163号（4.6.9）〕

2 解体に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、解体対象物品を切断、破壊などにより再利用できないように解体する。

なお、解体を実施するに当たり“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”などの関係法令を遵守するとともに、必要な措置を行わなければならない。

2.2 解体対象物品・数量・引渡し場所

解体対象物品、数量及び引渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 解体要領

解体要領は、“シュレッダー処理”を標準とし、細部は、調達要求元と調整による。ただし、シユ

レッダー処理が不可能な場合は、次による。

なお、解体実施要領を作成する場合は、調達要領指定書によって指定する。

- a) きょう体部などの大型の物品は、概ね1メートルごとに切断する。
- b) 基盤類、プラグインユニットなどの中・小型の物品は、原形をとどめない様に破壊する。
- c) その他、特に指定する場合は調達要領指定書によって指定する。

2.4 解体実施場所

解体実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、営業所等とする。

2.5 解体後の物品

解体後の物品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLC-CG-Z500002の表B.2の材質区分に分別して返納する。

なお、返納場所は、調達要領指定書によって指定する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 解体結果報告書

契約の相手方は、解体実施後速やかに“解体前、作業工程、解体後の写真など”で構成される“解体結果報告書”を作成し、契約担当官等に提出する。

なお、提出部数は調達要領指定書によって指定するものとし、細部作成要領は、調達要求元と調整する。

4.2 官側の立会い

契約の相手方は、官側が作業工程で立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書B
(規定)
官給品及び交換済部品の返納要領など

B.1 適用範囲

この附属書は、官給品及び交換済部品の返納要領について規定する。

B.2 一般的事項

契約の相手方は、官給品及び交換済部品を表B.1に示す区分に分類し、品目ごと記入欄に部品名、部品番号、数量及び質量を記入する。また、分類区分ごとに返品書を作成の上、検査官等の承認を受けて返納する。

なお、返納場所は、個別仕様書によって指定する。

表B.1一分類区分

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品 (程度区分1)	新品(未使用品)	受領時の程度に防せい処置などを施して、返納する。
使用可能品 (程度区分3)	古品(交換済部品)	受領時の程度に防せい処置などを施して、返納する。
使用不能品 (程度区分5)	回収指定品目の修理可能品	清掃・洗浄を施して返納する。
使用不能品 (程度区分7)	回収指定品目の修理不能品	契約の相手方は、修理不能理由書を作成し、検査官等の確認を受けた後、提出する。
くず	回収指定品目以外の修理不能品及び廃油類	表B.2に示す区分によって処置する。

表B.2－くず区分

材質区分	処置事項
金属類	鉄製品
	鉛製品
	銅製品
	黄銅製品
	軽合金製品
	銀製品
非金属類	鉄・非鉄金属混合製品
	木製品
	ゴム製品
	繊維製品
	ガラス製品
	エボナイト製品
	セルロイド製品
金属・非金属混合類	その他
	金属・非金属混合製品
油類	廃油など

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0029
	調達要求年月日	令和5年8月31日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年8月31日
品名	誘導武器関連物品の解体	
仕様書番号	HGM-C-Z700002	

指定事項：

2.2 解体対象物品・数量・引渡場所

番号	解体対象物品	数量	単位	備考
1	キャビネット	6	台	1.10×2.35×0.98 m ³ 120kg (1台)
2	きょう体部(シャーシ)	2	台	1.77×2.45×0.77 m ³ 280 kg (1台)
3	きょう体部(ハウジング)	2	台	0.86×0.86×0.43 m ³ 19 kg (1台)
4	保管箱(ケース)	6	台	0.45×1.05×0.37 m ³ 48 kg (1台)
5	シリンダー	8	本	0.25×1.45×0.25 m ³ 70 kg (1本)
6	コンテナ	1	本	0.52×2.97×0.67 m ³ 70 kg (1本)
7	中・小物部品 (ユニット組立品、ギア機構等)	404	台	中物部品：0.51×0.92×0.62 m ³ 小物部品：0.54×0.54×0.32 m ³ 1kg～2.5kg (1台)

引渡場所

陸上自衛隊関東補給処誘導武器部保管分類課第2保管倉庫(茨城県土浦市右糸2410)

2.3 解体要領

2.2 の表に示す番号1, 2, 3, 4, 5, 6の解体対象物品の解体における切断要領について別表にて指定する。

2.4 解体実施場所

解体実施場所は霞ヶ浦駐屯地内(茨城県土浦市右糸2410)とする。

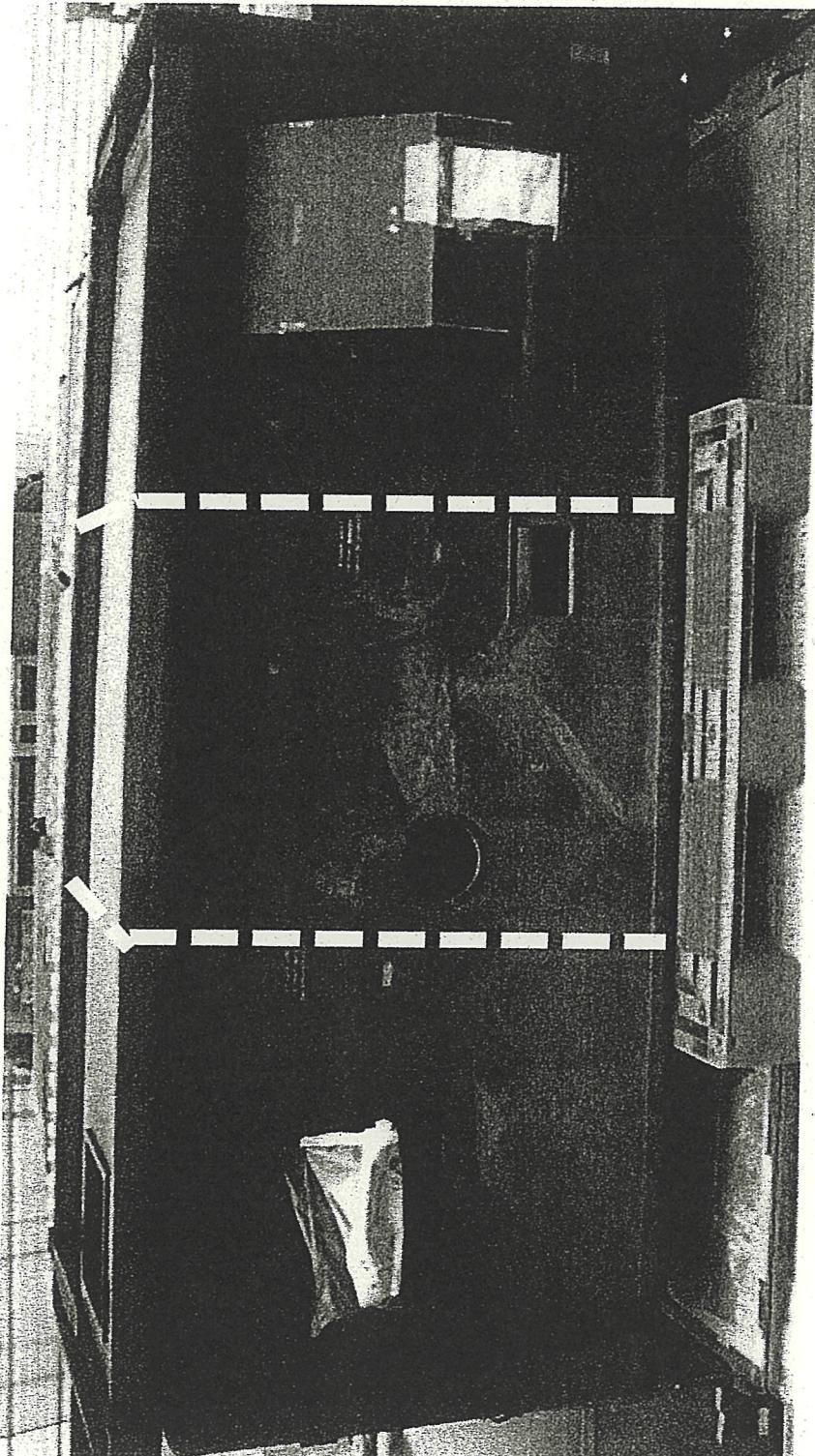
2.5 解体後の物品

解体後の物品は、表B.2-くず区分に分類せず、金属・非金属混合に分類する。なお、返納場所は、誘導武器部保管分類課第2保管倉庫に返納する。

4.1 解体結果報告書

解体結果報告書は2部作成し、契約担当官等に提出する。

別表

番号	1	物品名	キャビネット	数量(単位)	6(台)
解体における切断要領					
					
要領			破線部を基準とし、三分割以上に切断する。		

図

要

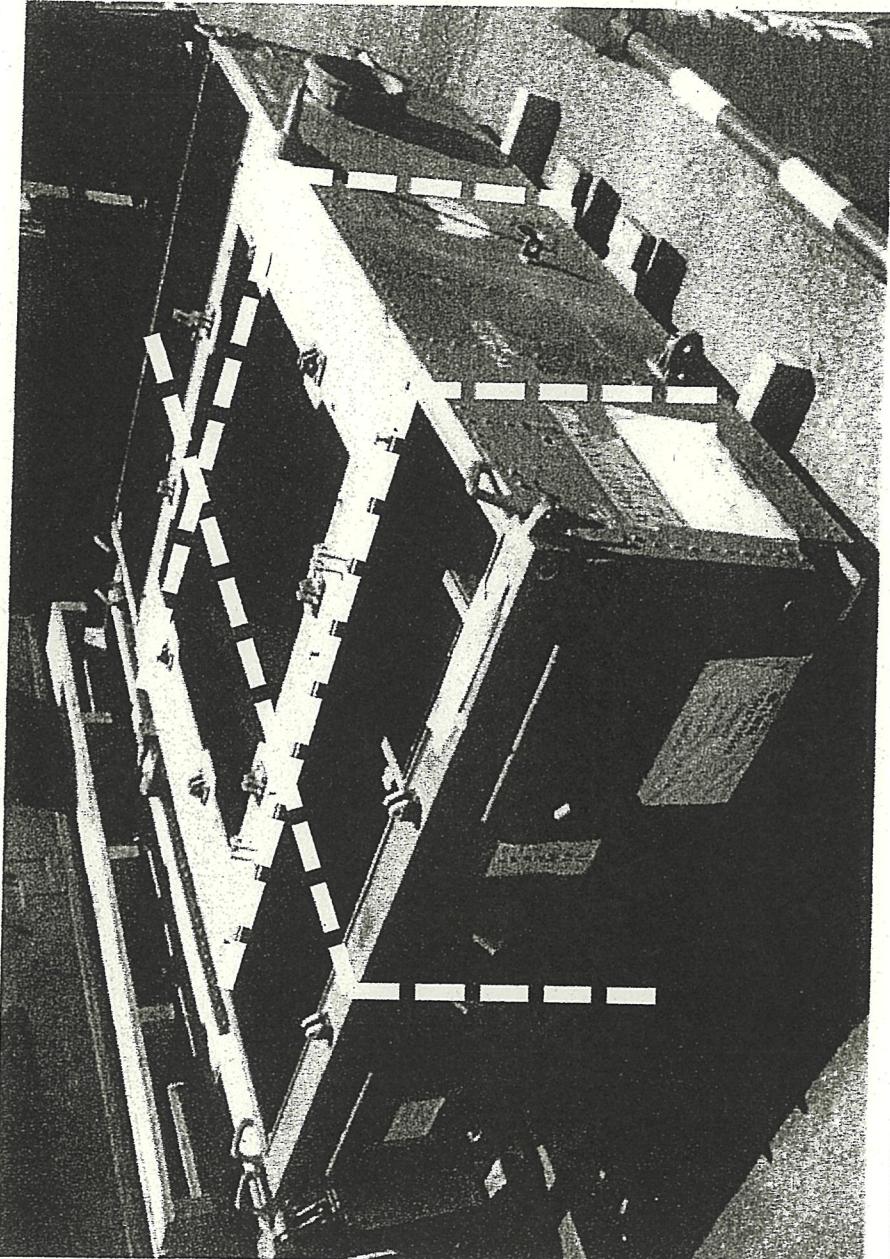
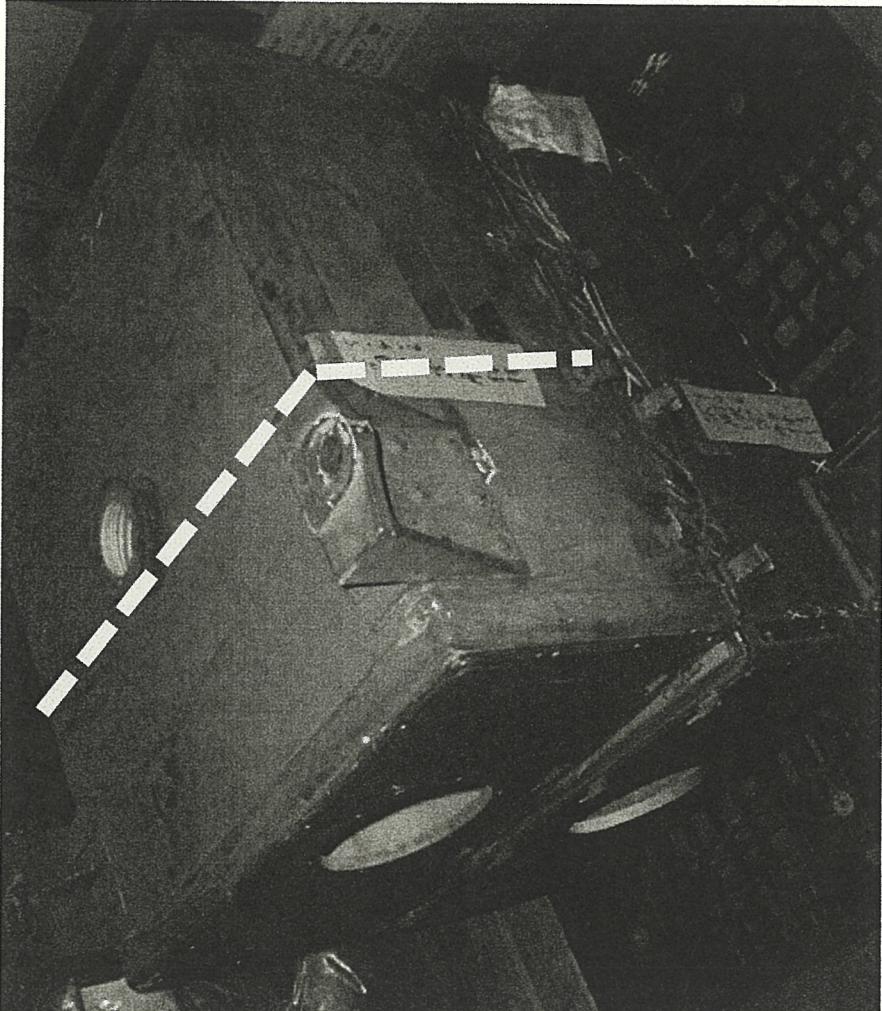
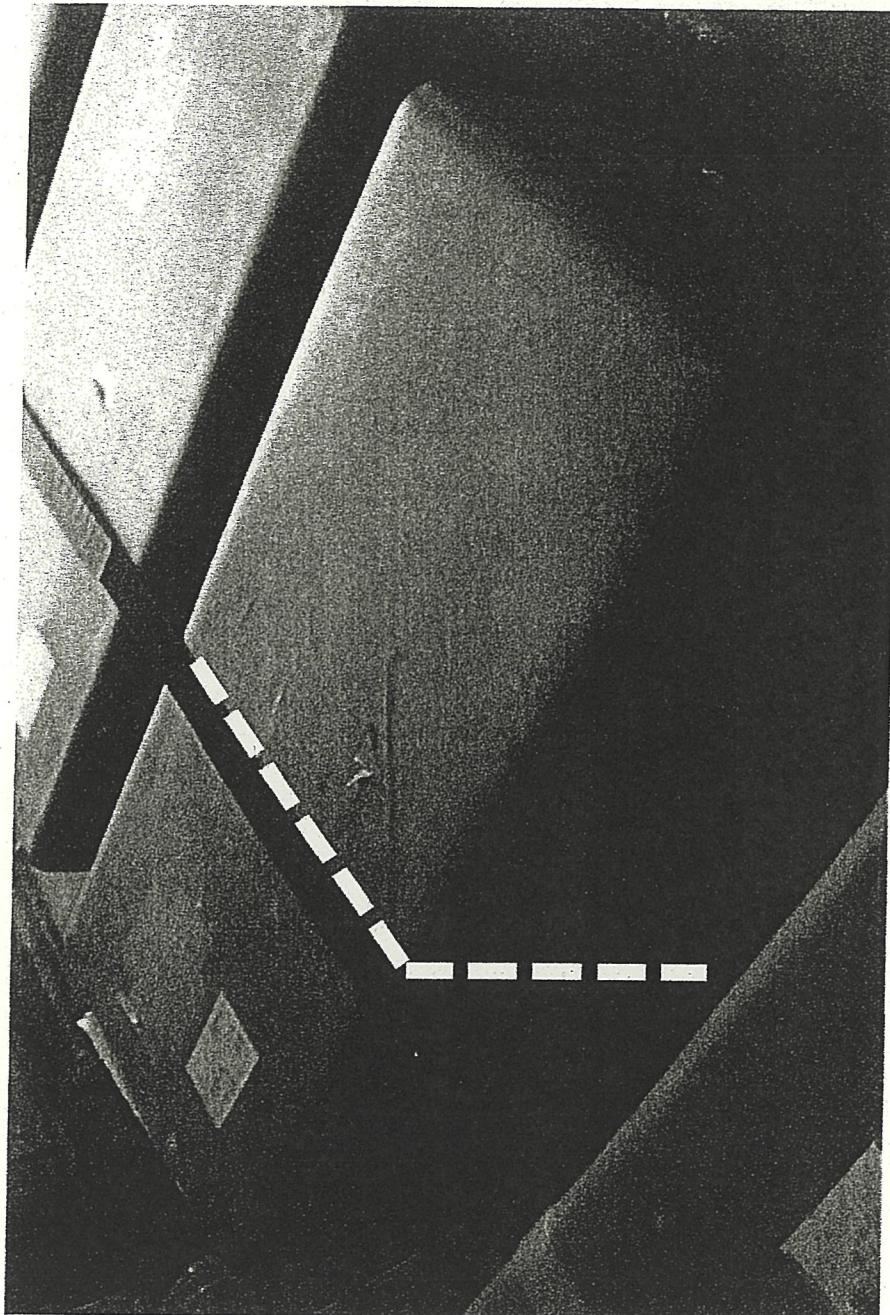
番号	2	物品名	きょう体部(シャーシ)	数量(単位)	2(台)
解体における切断要領					
					
要領	破線部を基準とし、六分割以上に切断する。				

図
要

番号	3	物品名	きょう体部(ハウジング)	数量(単位)	2(台)
解体における切断要領					
					
要領 破線部を基準とし、二分割以上に切断する。					

要
図

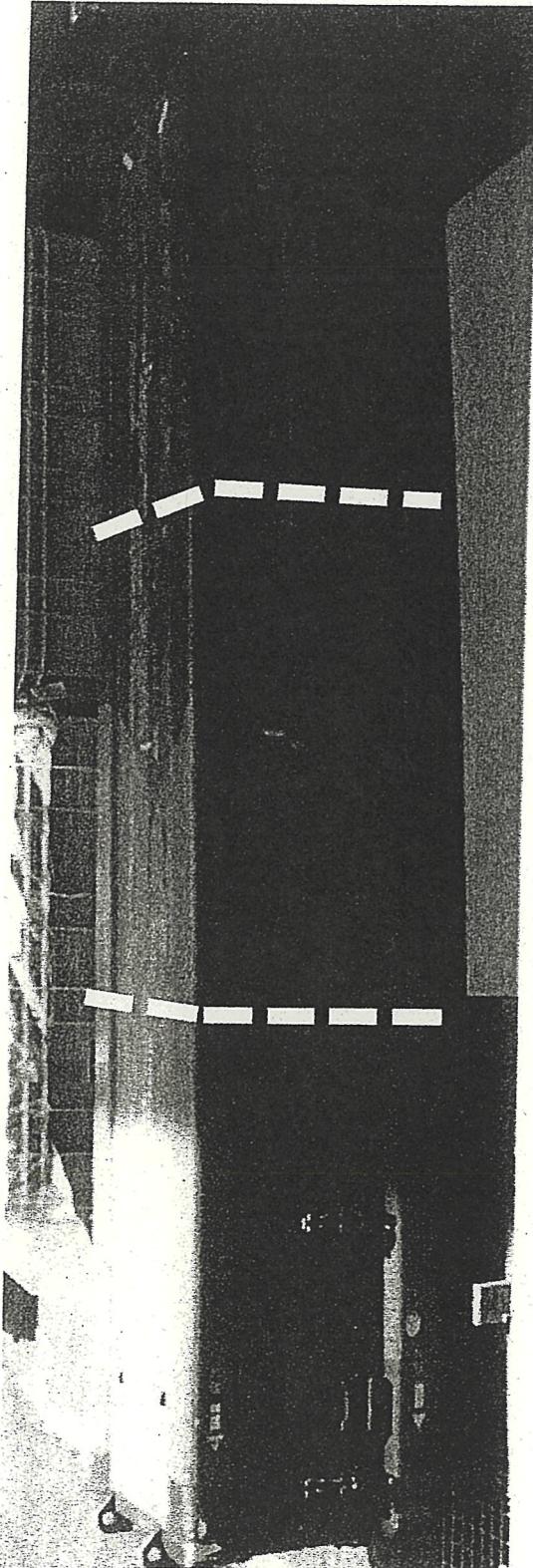
番号	4	物品名	保管箱(ケース)	数量(単位)	6(台)
解体における切断要領					
					
<p>要領 破線部を基準とし、二分割以上に切斷する。</p>					

図

要

番号	5	物品名	シリンダー	数量(単位)	8(本)
解体における切断要領					
要領 チュークを二分割する。 四角棒に示すピストンロッドを引き抜き又は切断して分離後、破線部を基準とし、シリンド					

図

番号	6	物品名	コントナ	数量(単位)	1(本)
解体における切断要領					
					
要領 下線部を基準とし、三分割以上に切断する。					

図

要

入札書

金額 ￥

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年10月6日

分任支出負擔行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処

調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。